

三重県北部地域（または自宅のある市町村）において 暴風警報・特別警報（※）発令時と 「南海トラフ地震関連情報」発表時の授業措置について

（※特別警報…大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報）

1. 暴風警報または特別警報（※）が発令中、生徒は自宅待機。
2. 暴風警報・特別警報（※）が解除された場合
 - （1）午前7時までに解除されたとき
 - ・平常通り授業（考査）を実施する
 - （2）午前11時までに解除されたとき
（定期考査・午前授業の場合は、午前9時までに解除されたとき）
 - ・解除のあと2時間後をめぐりに授業（考査）を実施する
 - （3）午前11時を過ぎて解除されたとき
（定期考査・午前授業の場合は、午前9時を過ぎて解除されたとき）
 - ・休校とする
3. 2.（1）、2.（2）の場合でも、被害状況により休校になることもある。また、登校が困難な場合の欠席は出席停止となる。
4. 「南海トラフ地震関連情報」発表の場合も上記と同様の対応をする

非常変災時等におけるオンラインの活用について

令和 2 年 7 月 3 1 日

桑名工業高等学校

1 基本的な考え方

年度当初の臨時休業期間中に、本校でもオンラインHRの実施に加え、生徒の実態に応じたオンライン授業を進めてきました。

今後この経験を活かし、暴風警報等の発令や公共交通機関の不通による臨時休業や、災害等で臨時休業が長期に及ぶ場合には、オンラインによる生徒の安否確認や学びの保障ができるような学習支援に活用していくこととします。

2 生徒の在校中に暴風警報や特別警報が発令された場合

※ 原則として「暴風警報発令時の授業措置について」に基づき対応する。
また、特別警報が発表された場合は「命を守る行動」を優先し原則として生徒、職員ともに安全な場所で待機することとします。

- 台風の規模、今後の予想進路、公共交通機関の運行状況等を確認した後、生徒が安全に下校できると判断した場合は速やかに下校させる。安否確認のため生徒は Google classroom の各HR（共有ストリーム）に帰宅報告を行うこと。
- 公共交通機関の運休等により下校できない生徒については、校内の安全な場所で待機となる。なお、保護者が学校に迎えに来て下校することは可能。保護者が迎えに来ることができない場合は、引き続き学校で待機すること。生徒は保護者と常に連絡が取れるようにしておくこと。
- 自転車通学者のうち、暴風雨が激しくて自転車での下校が難しい場合は、保護者と連絡し安全に留意しながら徒歩で下校する。徒歩での下校が困難な場合は、上記に準じて対応していくこととする。その際、生徒は Google classroom の各HR（共有ストリーム）に帰宅報告を行うこと。

3 暴風警報や特別警報、公共交通機関の不通等により 3 日以上の臨時休業となった場合の具体的な対応について

(1) 学校の対応

- Google classroom での安否確認。
- 3 日以内を目途に通信状況の確認後、オンライン授業ほか、教科の課題の配信などを計画する。

(2) 生徒の対応

- 朝 9 時までには Google classroom の各HR等、安否確認の報告をする。
- 指示された時間にオンラインHRに参加する。
- 指示されたオンライン授業を受講する。
- 長期臨時休業期間中は、毎朝 9 時までには Google classroom の各HR等でその日の配信を確認する。

4 公共交通機関の不通等により、登校できない生徒への具体的な対応

(1) 学校の対応

- ① 朝のSHRにて出席状況を確認し、連絡のない生徒については学校から連絡し、安否確認を取る。
- ② 公共交通機関が不通となることで通学できないことが確認できた場合には、8:30までに安心・安全メール・ホームページ等を通じGoogle classroomでその日のスケジュールを確認することを生徒・保護者に周知する。
登校できない生徒のその日のスケジュールをGoogle classroomにて通知する。

(2) 生徒の対応

- 学校に公共交通機関が不通となったことを連絡するとともに、当日のスケジュールをGoogle classroomで確認する。
- 8:30以前に公共交通機関が不通となり、Google classroomに何も指示がない場合は、自宅待機または安全を確保し自宅へ戻り、学校と連絡をとる。

5 その他

- 暴風警報や特別警報、公共交通機関の不通等により臨時休業となった場合、当日は、授業日とならない。なお、暴風警報等が解除された場合は原則として「暴風警報発令時の授業措置について」に基づき対応する。
- 公共交通機関の不通等により、一部の生徒が登校できない場合、該当生徒のみを出席停止とする。
- 臨時休業日に実施したオンライン授業の提出された成果物を評価対象とする。
- 生徒が居住している地域の災害状況により、オンラインHRやオンライン授業実施の可否、方法については適時学校で判断する。